医療従事者の労働基準法適用の特例に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月二十八日

衆

議

院

議長

幣

原

喜

重

郎

殿

提出者 福 田 子

昌

医療従事者の労働基準法適用の特例に関する質問主意書

労働基準 -法は、 労務者が明日の労働力保持のために、 殊に又人たるに値する生活を営むために、 その必

要を満すべき労働條件を労働者に保障しようとしている。 その主旨には全面的に賛成である。 しかし

医療関係者は、 自身労働者である(ある場合には)と同時に他の労働者の明日の労働力増強に必要

な医療の従事者であること

医療の公共性にか んがみ、 医師には応召義務が規定されていること

 \equiv 人命をあずかるところの微妙な診療処置という仕事の性質上診療、 看護等の引継は、 作業や事務の

引継と同様なわけにはまいらないこと

のために、 医療関係におい ては種々の不都合が続出している。 例えば

急病の患者、分べん等は時 '間外勤務による事例多く、 しかもその場合においても二時間以上にわた

る治療処置時間を要することが多いこと。又時には、このような時間外勤務が突発的に連日にわたつ

て続発する場合もあること

時間外の勤務においては、 人手の不足等により治療に完ぺきをかく場合が起り得ること

三 時間外勤務の診療においては、患者側に不平が起ることがあり得ると同時に、 医療従事者も医療に

対する責任観念が稀薄になる恐れがあること

故に、労働基準法においては、日本の現行医業の特殊性にかんがみ、 労働基準法に特例又は除外例を設

ける必要がある。政府のこれに対する具体策を承わりたい。

右質問する。